

令和3年3月15日

お客さま各位

株式会社香川銀行

## 普通預金規定改正のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、香川銀行は、別途ご案内しました未利用口座管理手数料の導入にあたり、普通預金規定を改正いたします。本規定は、改正後の令和3年5月6日（木）以降新規に普通預金を開設されたお客さまから適用となります。

今後とも、より一層のサービスの向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改正日

令和3年5月6日（木）

#### 2. 普通預金規定の改正

普通預金規定について、以下の条項を新設します。

##### 19. （未利用口座管理手数料）

- (1) 最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座（以下、「未利用口座」といいます。）については、当行が定める口座管理手数料（以下、「未利用口座管理手数料」といいます。）をいただきます。（ただし、2021年5月6日以降に開設された口座に限ります。）
- (2) 前項の預入れまたは払戻しに、利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは含みません。
- (3) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落します。
- (4) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約します。解約にあたっては、預金者への個別の通知は行いません。
- (5) 当行は、一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返還および解約した口座の再利用の求めには応じないものとします。

以上